

## 大雨・台風等による警報発令時の対応について（お知らせ）

見出しのことについて学校では福山市教育委員会、校長会の協議・申し合わせに基づき、児童の安全確保のための対応の基準を次のようにいたします。ご協力をお願いします。

<p>台風による警報が発令されたとき</p>	<p><b>1 休校（臨時休業）とする場合</b>                  (1) 前日までに決定した場合は、事前にプリント等でお知らせします。                  (2) 前日までに決定できなかった場合は、当日決定し、お知らせします。                  ①当日、朝6時の時点で台風による警報（「暴風警報」、「暴風波浪警報」、「大雨洪水警報」）が発令された場合は、教育委員会と校長会とで協議して決定します。                  ②休校が決定した場合は、6時30分までにメール配信システムでお知らせします。                  通常通りに登校する場合は、メール配信は行いません。                  ※学校は、地域の緊急避難所となっています。緊急連絡用に電話回線を確保しておくため、各家庭から学校への問い合わせはできる限り控えてください。</p> <p><b>2 下校時に危険を伴う恐れがあり、授業を中止して下校させる場合</b>                  (1) メール配信システムでお知らせし、引き渡し下校を行います。                  (2) 留守家庭の児童については、学校で待機し、保護者の迎えで下校します。</p> <p>※放課後児童クラブ（ニコピン教室）の児童については、放課後児童クラブ緊急時対応調査表にしたがって対応させていただきます。</p>
<p>がその発令の他の気象情報で警報</p>	<p><b>1 学区の状況、学校の状況、児童の実態により、中学校区で協議して判断します。</b>                  (1) 前日までに判断し、決定した場合は、事前にプリント等でお知らせします。                  (2) 当日の朝、「<u>臨時休校</u>」に決定した場合は、<u>メール配信システム</u>でお知らせします。                  通常通りに登校する場合は、メール配信は行いません。                  (3) 授業を中止して下校させる場合は、台風の時と同じ対応とします。</p>
<p>地震が発生したとき</p>	<p><b>1 震度5以上の地震が発生した場合</b>                  (1) 始業前の場合は、休校（臨時休業）とします。                  (2) 授業を中止して下校させる場合は、台風の時と同じ対応とします。                  また、翌日は休校とします。</p>

- ※ 津波については、学区の状況により津波の情報に適切に対処し、児童の安全確保を行います。
- ※ 臨時休業の場合、外出は控える、外に遊びに行かないなど、安全に対する配慮をお願いします。
- ※ このプリントを廃棄されないようにご家庭で保管してください。